

平成26年（2014年）6月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成26年6月9日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年6月20日（金）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村 康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原 俊也
監査委員	松永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野 隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 川端 龍雄 16番 平野 倅規

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

議会運営委員会において、確認事項として議員の義務について再確認がされましたので、全議員に対し報告するとともに、厳守してくださるようお願いいたします。

議員の義務として、会議に出席する義務、委員に就任する義務、規律を守る義務、懲罰に服する義務、兼職の禁止、兼業の禁止などが再確認されましたので、今後の議会運営について、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、議会運営委員会の確認事項についての内容は、文書で議員の棚に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第1

中本衛議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 川端龍雄君

16番 平野倅規君

のご兩名を指名します。

日程第 2

中本衛議長

次に、日程第 2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、2 件のご報告をさせていただきます。

報告につきましては、損害賠償等請求控訴事件についてでございます。平成25年 7 月 11 日、津地方裁判所で第一審判決がありました損害賠償等請求事件につきましては、同年の 7 月 18 日に判決内容を不服として名古屋高等裁判所に控訴し、町の主張を述べてまいりました。

そして、第 3 回口頭弁論が平成26年 6 月 18 日に行われ、裁判長が一審原告及び一審被告が提出したそれぞれの準備書面及び証拠を確認した上で「今回で弁論を結審します」との発言の後、判決の言い渡し期日が指定されました。

判決につきましては、平成26年10月31日午後 1 時10分に名古屋高等裁判所で言い渡しされる予定でございますので、ご報告を申し上げます。

これまで本件裁判につきましては、訴訟代理人と十分協議の上、本町としても必要な主張を行ってまいりましたが、議員の皆さま方におかれましても、ご心配をおかけし、色々なご指導を賜りましたこと深く御礼を申し上げます。

また、判決後は本町の対応につきまして、改めて皆様にご相談、ご審議いただくことがあろうかと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、議員の皆さまには、今回の口頭弁論において陳述された双方の書証等の内、未配

付のものを本日お配りさせていただきます。

次に、公金支出差止等請求控訴事件についてでございます。

平成26年4月10日に津地方裁判所で第一審判決がありました紀北町立紀北中学校改築事業にかかる公金支出差止等請求事件について、平成26年4月25日、名古屋高等裁判所に対し一審原告から控訴状が提出され、その後、平成26年6月14日、控訴理由書が提出されました。

そして、本事件の第1回口頭弁論が、平成26年8月5日（火曜日）午前10時30分から名古屋高等裁判所で開廷すると決定されましたので、ご報告申し上げます。

今後の対処につきましては、弁護士と十分協議を行いまして、対処していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、控訴理由等、その内容につきましては、本日資料をお配りさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、本日の定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

中本衛議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第3

中本衛議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

平成26年6月定例会の総務財政委員会の委員長報告をいたします。

本定例会に付託された案件は、6月9日に、午前11時37分から第1委員会室において、11時59分まで審議いたしました。

説明のため出席した方は、財政課長、企画課長、税務課長の3課長でございました。

まず、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを審査いたしました。

課長から追加説明がなく、委員からは質疑がありました。

税制改正の中身についての質疑があり、また、もう1点は、この税について周知徹底されるために、その広報等でやっていただけるんですかということの質疑もありました。そして広報等については十分行うということでございました。

非常にややこしい設問でございましたので、自動車関係のですね、町税に入る自動車関係の質疑だけでございました。それを皆さんの机の上に、資料1と2を配付してあるとおり、いわゆる4輪の乗用車が平成27年4月1日以降は、見ていただくとわかるように7,200円から1万800円、5,500円から6,900円、貨物が4,000円から5,000円、3,000円から3,800円、そして下の2輪車については50CC以下が1,000円から2,000円、それから50CCから90CC以下が1,200円から2,000円、90CC以上125CC以下は1,600円から2,400円、ミニカーが2,500円から3,700円、軽2輪車が2,400円から3,600円、小型2輪が250CC超ですね、4,000円が6,000円という説明がありましたんですけども、ここで役人の決めたことですけども、非常に難しい点があって、この税金はですね、今、乗っている方は27年の4月以降から、この税金が適用されます。原付も4輪車も。

ただ、原付については、結果的に来年の4月以降から特例条例もなしにずっと約倍近く上がるということでございます。4輪以上の自家用車、乗用貨物については、一応27年4月以降に取得した人は改正案のとおりになります。そして13年を経過して、初めての登録からですね、13年を経過してから、この重課税率中にですね、約どうですか、2,000円ぐらい上がってますかな。2,000円ぐらい上がっておるのが、いわゆる13年を経過すると、この1万2,900円と8,200円と6,000円と4,500円にあるということでございます。

ちなみに、今年車を買われると税金的には13年間改正案の注1のとこですね、1万800円と、こういうふうが続いていくわけでございます。非常になんというのですか、紛らわしい税率でございますので、啓蒙周知徹底するのにも行政の執行部におかれましては、海山広報と、また行政報告等でしっかりと町民に周知していただきたい、広報きほくですか、広報きほくね。訂正いたします。

それから、39号議案は、これのみの質問でございましたので、これで説明を終わりました。

それから、40号議案ですね、いわゆる平成26年度の一般会計補正予算（第1号）の総務財政に付託された点については、財政課のほうから説明がありまして、財政と企画のほう

から説明がありまして、420万円はなんですかということで、これは宝くじの社会貢献広報事業でコミュニティに必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくり、共生のまちづくり、地域文化への支援及び活力のある地域づくり等に助成を行う事業ということでございました。

これあとで、これどこになるかな。ほかの常任委員会で、私のほうは入りだけでしたので、いわゆる使い道についても私のほうは付託されてなかったんですけども、その中で白浦の大白祭と海山芸能賀楽多に420万円ぐらいですか、使われるということでございました。

それと、「財政課」のほうでは、結局、調整するために103万5,000円を増額して、この593万5,000円ですか、一般会計ということでございます。70万円については説明のあったとおりでございます。

以上で、総務財政委員会の審査の結果を終了し、質疑に入りました。質疑なし、議案第39号について質疑に入りましたけども、質疑なし、討論なく、賛成討論、反対討論なく、採決に入り、全員賛成、よって議案第39号は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

また、議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）については、当常任委員会で審査を行いました。審査し、それから質疑に入りました。質疑なし、討論に入りました。賛成討論なし、反対討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、当委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された2案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。
以上です。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

北村議員。

18番 北村博司議員

先ほど説明された中で、軽自動車税ですね。こういくつかのランクに分かれて、90CC以上という表現されましたんで、90CCは下のランクになりますんで、90CCを超えて125CC以下という、90CCはダブってしまいますんで、ちょっと訂正していただけますか。

中本衛議長

委員長、そのように訂正していただきますように、よろしく申し上げます。

瀧本攻総務財政常任委員長

90CCを超えて 125CC以下が 1,600円から 2,400円になるということです。どうもご指摘ありがとうございました。

中本衛議長

次に、教育民生常任委員長 奥村仁君。

奥村仁教育民生常任委員長

おはようございます。

平成26年6月議会において、教育民生常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託された案件につきましては、条例改正が1件と、予算が1件と請願が1件の計3案件であります。

6月12日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員6名の全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑に入り、委員から、この一部改正の条例での5割軽減、2割軽減の対象者、対象額、軽減額の合計について、また、この措置で収入が減る分に関しての負担は町がするのか、国、県、町の負担割合はどれだけかとの質疑に、5割軽減については医療分と後期支援分の対象者は158世帯397人、介護分は97世帯128人。2割軽減については医療分と後期支援分の対象者は413世帯763人、介護分は242世帯313人。医療分後期支援分と介護分の数字の差は、医療分、後期支援分の対象者は0歳から74歳まで、介護分は40歳から74歳までを対象としていますので、世帯数や人数に差があります。対象金額は医療分について5割軽減の軽減額は545万6,000円、2割軽減の軽減額は456万1,760円になり、後期支援分については5割軽減の軽減額は189万5,500円、2割軽減の軽減額は157万5,280円になり、介護分については5割軽減の軽減額は93万2,915円、2割軽減の軽減額は91万7,956円になります。2割、5割、7割の総合計額については、医療分4,298万4,400円、後期支援金分1,477万9,700円、介護分773万3,636円です。保険者支援分としては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、軽減分については県が4分の3、町が4分の

1で、国の負担はなく、軽減分については国の制度ですので、軽減した分については国、県、町の3者で国保会計へ繰り入れて補てんすることとなっていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての当委員会所管分の審査を行いました。

まず、「学校教育課」分の審査に入り、課長から追加説明で、債務負担行為の補正について、当初予算で計上すべきものができていなかったことに関して、今後はこのようなことのないよう、細心の注意を払いますとした後、本会議での資料配付をしたいとする債務負担行為で、翌年度の以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出総額等に関する調書の説明をし、今後、この調書は補正予算に関しても資料として付けさせていただきますとのことでした。本調書は先日お手元に配付済みです。

歳入の説明として、教育費委託金70万円の増額について、三重県の委託事業で紀北町が採択された子ども支援ネットワーク事業にかかるものとの説明がありました。

歳出の予算の説明で、子ども支援ネットワーク事業の内容を、三船中学校区がモデル地区として、子ども支援ネットワークを整備し、教育活動の基盤としてきた小学校と中学校のつながりや、地域連携をさらに推進し、学校、家庭、地域が一体となった多様な活動を行うことによって、人権尊重の意識が広まり、自尊勘定、学習意欲の向上を目指します。具体的な内容は、校区内にある紀北作業所や社会福祉協議会との連携、協力体制を一層深め、子どもの課題解決を図っていく。

本町は多雨による大水害の経験があり、今後も自然災害の発生が危惧されている地域でもあることから、地域ぐるみで防災教育を推進する取り組みを通じて、子どもたちが地域で暮らす人々と交流する機会を増やし、地域理解を深めるとともに、大人から認められ必要とされていることや、かけがえのない自分の存在を実感できる活動となるよう工夫して取り組んでいくとのことでした。

質疑に入り、委員から、子ども支援ネットワーク事業に予算計上されている報償費、消耗品費、使用料及び賃借料の内容について質疑があり、報償費は委員等研修会の講師謝金1回3万円に講師が1人分と、地域講師謝金として農業体験等を開催した場合のもので、5,000円掛ける10人掛ける2回で10万円の計13万円を計上しています。消耗品費25万 4,000

円は、参考書籍等購入4万円、事務用品、紙、インク、トナー等4万円、地域防災探検教室材料代6万円、地域災害時炊き出し体験教室材料代5万円、農業体験材料代3万円、福祉体験等材料代3万4,000円です。使用料及び賃借料29万4,000円は、地域の方々と児童生徒で学習関連施設等に行くバスの借上料で1台9万8,000円を3台計上していますとの答弁でした。

また、債務負担行為について、購入した場合とリースの場合、どれぐらいの差があるのか、具体的に答弁をとの質疑に、単年度購入だと約1,700万円、リース契約だと約1,875万円で、リース契約のほうが175万円ほど高くなります。一般財源での対応で単年度だと財政的負担が多くなるとの答弁でした。

また、委員から、購入台数、金額、OSについての質疑に、小学校で68台、中学校で33台を予定し、OSはWindows 8.1をダウングレードし、Windows 7で使用したいとの考えで、理由として、現在使用している周辺機器や使用ソフトがWindows 8.1に対応していないものがあることで、不具合が生じないようにとの判断であるとの答弁でした。

また、委員から、Windows 8.1でリースをしてダウングレードのOSを別で購入し、作業もその業者に依頼することになるのか、ダウングレードされた状態で納品されるのか、アップグレードするときの金額はリース料金に含まれるように契約されるのかという質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

また、委員から、学校の教育上どうしても必要な部分で不具合が生じるのか、その教材で何を教えているのかとの質疑に、周辺機器については印刷できなくなったり、学校で使用している教材ソフトが動かないという恐れがあります。教科ごとに教えるためのソフトが出ています。例として、理科の実験で温度を測って、それを手作業でグラフに描いていたが、ソフトを使うとデータを入力すると自動的にグラフをつくってくれたり、表をつくってくれたりします。それを子どもたちに使わせたりすることもあります。そのようなソフトは現在Windows 7で動いているため、Windows 8.1を入れてしまうと使えません。ソフトが8.1に対応するようになれば、OSをアップグレードいたしますとの答弁でした。

また、委員から、Windows X Pが使えなくなることが発端だったが、現在使用しているX Pのパソコンは買い取りだったのかリースだったのか、買い取りの場合、今後どのように使うのか、処分費用を考えると活用する教育の仕方もあると思うが、いかがか。また、学校のパソコンは個人情報のかたまりでもあり、ウイルス感染や管理を厳重にしないといけないと思いますとの質疑に、X Pのパソコンは買い取りでインターネットにつながず、単体で使

うことも可能と思います。インターネットにつながず使用することも検討してまいります
が、ウィルス感染も考えられ、個人情報も入っていることも含め、処分するのが良いのか
検討していきますとの答弁でした。

次に、「生涯学習課」の審査に入り、委員から、情報学習推進事業のエアコン修繕につ
いて、どこの施設のものか、また文化振興事業の大白祭のだんじりの車輪と賀楽多に対し
ての補助金の金額について、また賀楽多の組織の成り立ちや今後の育成、応援体制や町内
におけるコミュニティ助成事業を活用できる団体について質疑があり、エアコン修繕は相
賀の紀北教育会館内の学習センターのエアコンの改修にかかる費用で、文化振興事業の
420万円の内訳は、大白祭のだんじりの木製車輪の更新が 170万円、賀楽多の太鼓の整備が
250万円、賀楽多は正式名称が海山芸能道場賀楽多で、小学生、中学生、一般の方が集い、
太鼓の演奏をしているグループで、年1回の自主講演のほか、燈籠祭、きほく七夕物語、
夏祭りKODOなどイベントや地域の祭りなどでも演奏されています。平成17年に住民が
自費で太鼓を購入し設立され、平成19年に30名ほどの会員になり、今回と同じ助成金で16
個の太鼓を整備いたしました。今回は演奏の幅や質を高めるために買い増しするものです。
このコミュニティ助成金は一般財団法人自治総合センターが行っている事業で、地域のコ
ミュニティ団体を支援する事業です。上限が 250万円で、100%自治総合センターの資金で
町費は入っていません。町はこのような団体を見守りながら、できる支援があればさせて
いただきます。また、この助成金は地域のために活動する地域の方々に組織する団体が対
象ですが、助成の決定は自治総合センターが行います。このコミュニティ助成事業は企画
課が主管しており、毎年9月ごろ各課に事業募集について紹介があり、それぞれの課が関
係団体の日ごろの活動等の中で助成の対象になると思われるものを申請していますとの答
弁でした。

以上で、本委員会所管分の審査を終了し、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって
本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書の審
査を行いました。

事務局が請願文書を朗読したあと、紹介議員より追加説明がありました。

内容は、9日の本会議のときに財団法人全日本ろうあ連盟から手話言語法に向けてとい
う小冊子を皆さんにお配りさせていただいています。それを参考にさせていただきたいとい
うことと、この請願の中にも2006年（平成18年）12月に国連で採択され、それ以降2011年

に障害者基本法が改正され、それを受けて、日本でも2014年1月に批准されましたが、国内法で整備されていないどころか、まだまだ行き届いていないところがあることから、この手話言語法制定を求めることでしたとのことでした。

質疑に入り、委員より、手話言語法（仮称）とありますが、これは現時点の段階でほしいの素案があるのか、また請願の理由の中に、ろう者は昔から手指、体の動き、表情を使う、またはそれらを目で見るという視覚言語を使用していることですが、今までされていることだと思いますが、その利点ということはあったのか、また法的には手話は言語として認められていなかったということですが、テレビ等で見ていると公の席などで手話をしていますので、法的にできなかったのですか。いろんなセレモニーでも公の席で横で手話をやっていますが、それがあるので手話は認知されていると思いますが、その辺はどうですか。あと字句のことですが、正式名で障害者基本法とありますが、この害という字はひらがなで使うというような意味合いはありませんでしたか。協会名にも害という漢字を使っていますので、これが採択されて意見書として出された場合に、害という字をひらがなに直さなくてもいいのかとの質疑に、紹介議員より、法の目的としては三重県聴覚障害者協会の資料によると、具体的にはありませんが、手話言語法の目的ということで、まず1番目に、手話を獲得する。これについては聴覚障害児やその親、地域の人たちに手話に関する情報提供をするということ、2番目に、手話で学ぶということで、聴覚障害児が手話で授業を受けられる。学習が必要な場で、手話通訳による意思疎通支援で学べる。3番目として、手話を学ぶ、聴覚障害のあるなしにかかわらず、手話を学べる機会を提供、または用意をする。4番目に手話と意思疎通ができる権利と環境を整える。5番目に、手話を守る。手話の社会への普及、保存、研究ということ。これらを大まかな目的としての資料をいただいています。

利点についてはわかりかねます。また、一般のところで皆さん手話をされているということですが、具体的に手話というのが言語として認められたのは、この資料によりますと、2011年に障害者基本法第3条で、すべての障害者は可能な限り言語（手話を含む。）、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会確保されるとともに、情報の取得、または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることということで、明記されたとのことでした。今、こちらに障害者権利条約、障害者基本法というのがありますが、両方とも漢字の害になっていますとの答弁でした。

また、委員より、45、46年前に、皆、手話を使っていました。そのころ、ろう学校で手

話を教えていたと思います。これを見ると、ろう学校では手話が禁止されていると書いてありますが、ろう学校では手話を教えているのではないですか。手話が禁止されているということが本当なら、大変なことだと思います。ただ、手話プラス唇を読むということも教えられていると思います。これは手話言語法ができたなら、ろう学校ではなく、手話を一般の学校の教科の中に入れて、ろう者とのコミュニケーションが手話で図られるようにするというものだと思いますが、目的はそうではないのですかとの質疑に、紹介議員より、今、委員が言われるように社会とのかかわりをとすることはもちろんありますが、お配りした冊子にもありますように、学校には国語の授業があります。ろう学校にも国語の授業があります。しかし、手話の授業がありません。聞こえない私たちろう者の母語でもある手話についての文法、表現力、歴史、文化などを学ぶ授業がないのです。また、ろう学校の先生全員が手話を使って授業をしているわけではありませんという項目が書かれていますので、これを読む限りでは手話の授業はないものと理解できると思いますとの答弁でした。

また、委員より、ろう学校で手話を教えていないのなら、どこで手話を習うのかということになります。本当にろう学校で手話を教えていないのですか。カリキュラムに手話がない理由をお聞きいたしますとの質疑に、紹介議員より、今、確認いたしました。カリキュラムとしては手話はないということです。お配りした小冊子をご覧ください。「こくご」や「じりつ」というのがありますが、法が制定されれば「こくご」が2時限と、「じりつ」が1時限、「手話」になっています。これは学校現場でどちらが大切かということを考えて、今までは唇を読むほうに重きを置いてやっていたのではないのでしょうかとの答弁でした。

また、委員より、紀北町に対象となる障害をもたれた方は何名いますか。職員が中心となって、月に何回していたかわかりませんが、手話のグループがありましたが、今、どのようになっていますか。今は長島ではサークルはないのですか。また、海山のサークルに長島の人に参加しているのですかとの質疑に、紀北町の障害者手帳交付者ですが、聴覚または平衡機能障害1級、2級の方が25名で、うち推定ですが、7名程度でないかということです。それから音声言語障害またはそしゃく機能障害の2級、3級の方が10名いるとのこと。それと2つ目の質問ですが、資料によるとそういうことですが、私としても現状はわかりません。ろう学校ですが、三重県には津に1校あります。そこでは幼稚園から高等部までの児童生徒が通っています。現在、紀北町から通学している方はいません。先

日、ろう学校に電話で確認いたしましたところ、手話は授業のカリキュラムには入っていませんと、ただ、日常のコミュニケーションの中で生徒同士、先生と生徒の間では手話を活用していますという回答でした。今現在ですが、手話サークルが老人福祉センターで毎月第1、第3火曜日、7時半から9時まで会員が8名で実施されています。今はその1つのサークルだけです。サークルは長島にかつてありましたが、リーダー的な方が亡くなって、その後会員も少ないということで長島にはない状態です。ただ、海山の手話サークルさくらんぼというところに長島の方も2人ぐらい参加しているということです。

また、委員から、長島ではそういう会というのがないのでしょうか、それを必要とされている方は何名ぐらいいますか。また年齢はわかりますかとの質疑に、紀北町で推定7名ということで、年齢は70歳以上で4人、70歳未満で3人ということでの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、ろう学校で手話の授業、カリキュラムがないということを知らなかったということは、本当にはずかしいことでもあります。もちろん唇を読むということを教えていただくことも大切かと思いますが、やはり少し離れると唇を読むよりは手話のほうが確実に意思が伝わると思います。なおかつ、手話の授業を受けた子どもたちが、将来手話を教える教師の立場にもなれますので、決して唇を読む教育を否定するものではありませんが、是非とも手話を授業の一環として入れていただきたいということを強く要望して、賛成討論します。

また、今日の委員会にもいろいろと出たと思いますが、手話言語法についてもざっとしたことしか出ていませんので、手話言語法が制定されることを望むために、今後採択され、意見書を出す場合、意見書にもそういういろいろな意見を含めてきちっと出していただきたいと思いますので、その要望も含めて賛成討論としますとの討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当と認めるということです。

以上で、本委員会に付託された3案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

中本衛議長

次に、産業建設常任委員長 東貴雄君。

東貴雄産業建設常任委員長

おはようございます。

平成26年6月議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果についての報告をいたします。

まず、今期の定例会で付託されました案件につきまして、6月9日、委員6名、全員出席のもとで開催いたしました。説明のために出席した者は、農林水産課長及び職員であります。

また、今定例会に付託されました案件は、議案第41号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての1件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果についての報告をさせていただきます。

まず、課長からなんですけども、補足説明はございませんでした。

続きまして、質疑に入りまして、委員より、本会議で質問のあった土地を分筆する際の費用について、わかりやすく教えていただきたいという質疑に対しまして、課長より、通常土地を分筆する場合は、数十万円単位の費用がかかると言われています。その内訳としましては測量にかかる費用が数十万円、分筆登記にかかる費用にまた数万円が必要と言われています。しかしながら、今回、三浦の用地の取得については、すでに用地測量が完了しているので、これから要する費用は分筆登記に要する費用としての費用となるということで、具体的に言いますと6万円から7万円程度の金額になるのではないかと考えていますとの答弁がございました。

また、別の委員よりですね、事業費の詳細ですが、26年度の入札等のスケジュールについて説明していただきたいとの質疑に対しまして、課長より、三浦漁港海岸については、現在、平成25年度の繰越工事を施工しているということと、この工事については8月末の工期で進んでいます。工事箇所が輻輳することも考えられますので、その見込みが立ってから26年度分の発注となると考えています。また、矢口漁港海岸については水門の本体工事を平成25年度繰越工事として行っています。この工事は7月末での工期で進んでいます。この中の工事としては26年度分も発注していく予定ですとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了いたしまして、討論なく、採決に入りまして、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件につきましての審査の経過と結果報告を終わります。

中本衛議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番 中津畑君。

14番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。この条例改正でですね、今回、軽自動車の税率が変わるわけですが、これは紀北町においてはですね、どれぐらいのこの台数があられるのか。そういうところ辺は質疑は出ませんでしたか。

中本衛議長

瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

お答えいたします。そういう質疑は一切ありませんでした。

中本衛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算(第1号)についての総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（発言する者なし）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第41号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第4

中本衛議長

日程第4 議案第38号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 議案第39号 専決処分承認を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第39号ですか、反対討論をさせていただきます。

軽自動車税の税率は2015年4月以降の新車から、乗用車 7,200円が1万 800円、貨物車は 4,000円から 5,000円に、バイクは新車中古の区別なく引き上げて、50CCバイクが 1,000円が 2,000円など、1.5 倍から2倍の増税になります。これは全国的な統計ですが、軽自動車についてはですね、4割ぐらいのシェアを保っているということです。軽自動車は1次産業、水産農林業で生計を立てている紀北町はもとより、地方で大変普及をしている軽自動車でございます。長期の景気低迷の中、価格や維持費が安い軽自動車への乗り換えが進み、住民、高齢者の足として重要な移動手段にもなっております。今回の増税は、地方に住む住民ほど影響が大きくなると推測されております。

よって、私はこういういろんな年金も減り、いろんなものが増税されてくるということは、本当に住民の生活がますます厳しくなってしまうということから、反対討論に代えさせていただきます。以上です。

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第39号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

中本衛議長

次に、日程第6 議案第40号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

中本衛議長

次に、日程第7 議案第41号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第41号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

中本衛議長

次に、日程第8 請願第2号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りします。

日程第8 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

中本衛議長

ただいま、請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることになります。

追加議事日程の作成を行うため、ここで10時45分まで休憩とします。

(午前 10時 30分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

中本衛議長

資料につきまして、ちょっと差し替えをしたいので、暫時そのまま休憩してください。

(午前 10時 45分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 49分)

中本衛議長

意見書案1件の議案が提出されました。

お諮りします。

この1件を議案に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

中本衛議長

それでは、追加日程第1 意見書案第1号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書を議題とします。

意見書案について、提案趣旨説明を求めます。

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

それでは、意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

意見書案第1号

平成26年6月20日

紀北町議会議長 中 本 衛 様

提案者 紀北町議会議員 東 貴 雄

賛成者 紀北町議会議員 太 田 哲 生

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や

文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に国連で採択され、日本でも2014年1月に批准、2月に発効した障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言葉であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 中 本 衛

宛先としまして、

衆議院議長 伊 吹 文 明 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

文部科学大臣 下 村 博 文 様

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

以上です。よろしくお願いいたします。

中本衛議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、提案いたしました案件につきまして、原案のとおりお認めいただきありがとうございますございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営にあたってまいりたいと、そのように思っております。

さて、去る13日に、政府は経済財政諮問会議を開き、経済財政運営の指標である骨太方針の素案を提示いたしました。素案では、法人税率引下げや人口維持への対応に加え、高齢者支援に偏りがちな社会保障制度の見直しも盛り込まれているようでございます。

それらの項目につきましては、町の施策への影響はもちろんのこと、将来の町民生活に多大な影響が出るのが必至のものであり、今後は政府が策定していく具体策の動向に注視しながら、情勢の変化に対応していけるよう、全職員とともに紀北町の将来を見据えた取り組みをしてまいり所存でありますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、梅雨どきの天候不順の折、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意をされ、ますますのご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

中本衛議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成26年6月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、6月9日から本日までの12日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、平成26年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 10時 57分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 9 月 4 日

紀北町議会議員 中本 衛

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 平野倅規